

令和6年度第1回袖ヶ浦市運賃協議分科会（書面会議）

- 1 書類発送日 令和6年4月18日（木）
 2 協議期間 令和6年5月2日（木）まで
 3 委員

会長	千田 和也	委員	石原 邦夫
委員	星野 照美	委員	東原 良仁
委員	小泉 和美	委員	安藤 洋子
委員	小泉 友幸	委員	久木田 良子
委員	小澤 勝美	委員	高橋 直人
委員	西田 隆司		

- 4 傍聴定員と傍聴人数 書面会議のため該当なし
 5 議題 「チョイソコがうら」の運賃設定について
 6 協議概要

意見等一覧	
小澤勝美委員	1. 事業が定着して、袖ヶ浦市の全地域が住みやすくなることに期待 2. 実証データのオープン化と柔軟な運用、制度変更ができるようにして欲しい 3. 簡単なシステムで利用者・事業者にわかりやすいもの
西田隆司委員	一乗車300円については理解する。乗換時に於いても300円であることについても、同一料金で支払者と受領者にわかり易く、距離的な観点からも、また、バス事業者にも公平性の意味で良いのではないのでしょうか。 実施に際しては事前に十分な周知がなされるよう広報やパンフレットの紙媒体だけではなく、説明会なり高齢者には特に理解が届くような方法を講じていただきたい。
石原邦夫委員	承認する。
久木田良子委員	積極的に承認というわけではありません。 将来的には全区域無料となってほしいです。 無料もしくは低料金で運行している自治体があると聞くと、袖ヶ浦市もその方向に進むことを期待します。

- 7 審議結果 全委員の賛成により、原案どおり承認

意見の概要と事務局の考え方

議題 「チョイソコがうら」の運賃設定について	
意見の概要	意見に対する事務局の考え方
<p>事業が定着して、袖ヶ浦市の全地域が住みやすくなることに期待する。また、実証データのオープン化と柔軟な運用、制度変更ができるようにして欲しい。</p> <p>加えて、簡単なシステムで利用者・事業者にわかりやすいものにして欲しい。</p>	<p>事業周知のため必要な情報を積極的に発信してまいります。また、実証運行をしていく中で、より良いサービスとなるよう検証を進めてまいります。</p>
<p>一乗車300円で、乗換時に於いても300円であることについて、同一料金で支払者と受領者にわかり易く、距離的な観点や、バス事業者に対しても公平性の意味で良いのではないかと。</p> <p>実施に際しては事前に十分な周知がなされるよう広報やパンフレットの紙媒体だけでなく、説明会などにより、高齢者には特に理解が届くような方法を講じてもらいたい。</p>	<p>長浦地区の実績から事業周知の重要性を認識しておりますので、委員ご提案のとおり、自治会回覧等の紙媒体での周知だけではなく、説明会や会員登録会も開催してまいりたいと考えております。</p>
<p>積極的に承認というわけではなく、将来的には全区域無料となつてほしい。</p> <p>無料もしくは低料金で運行している自治体があると聞くと、袖ヶ浦市もその方向に進むことを期待する。</p>	<p>将来的な運賃につきましては、既存公共交通への影響等、今回検討した内容に加え、利用状況等も踏まえ検討を進めてまいります。</p>

袖ヶ浦市運賃協議分科会 委員名簿

選出区分	氏名	所属・機関名
9条2項 委員	星野 照美	房総タクシー株式会社
4条2項 1号委員	千田 和也	袖ヶ浦市企画政策部
4条2項 4号委員	小泉 和美	袖ヶ浦市自治連絡協議会（高須）
	小泉 友幸	袖ヶ浦市自治連絡協議会（今井中央）
	小澤 勝美	袖ヶ浦市自治連絡協議会（大曽根区）
	西田 隆司	袖ヶ浦市自治連絡協議会（もみの木台自治会）
	石原 邦夫	袖ヶ浦市自治連絡協議会（小路第2区）
	東原 良仁	袖ヶ浦市シニアクラブ連合会
	安藤 洋子	公募委員
	久木田 良子	公募委員
4条2項 5号委員	高橋 直人	国土交通省関東運輸局千葉運輸支局

令和6年度第1回運賃協議分科会 補足説明（議題・資料・審議方法）

本資料は、運賃協議分科会を書面開催するに当たり、資料や審議方法等について補足説明をするものです。

【配布資料一覧】

今回配布する資料の一覧は以下のとおりです。

資料1：補足説明資料

資料2：「チョイソコがうら」の運賃について

資料3：運賃設定にかかる意見募集の結果について

資料4：令和5年度第3回袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会資料（抜粋）

資料5：袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会規約

資料6：運賃協議証明書（例）

1 審議内容【資料2 1ページ】

- 令和6年10月からの運賃について、以下とおりとしたいと考えています。

この運賃（案）について、以降の内容を踏まえご審議くださいますようお願いいたします。

<運賃（案）>

		降車	
		エリアA (昭和、根形、長浦地区)	エリアB (平岡、中川・富岡地区)
乗車	エリアA (昭和、根形、長浦地区)	300円	600円
	エリアB (平岡、中川・富岡地区)	600円	300円

※エリア間の移動時は指定の乗換場所で車両を乗り換える。

※1乗車につき300円

（例）エリア間の移動時

⇒最初の乗車時に300円、乗り換えた車両でも300円を支払う。

※介助者については、会員登録を不要とするが運賃は発生する。

※未就学児とその保護者が同乗する場合は、未就学児の運賃は無料とする。

2 運賃協議分科会について【資料2 1ページ】

- この会議は、道路運送法において、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃は、事前に住民等の意見を聞いたうえで、運賃協議会の場で運賃を協議し、国土交通大臣に届出ることとなっていることから開催するものです。
- この会議は、運賃にかかる部分のみを協議するもので、運賃以外の運行内容については、袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会において協議します。
- 「チョイソコがうら」は、現在、長浦地区において実証運行中ですが、本年10月から、それ以外の地区を含め市内全域での実証運行を目指し、検討を進めています。

【これまでの経過と今後の予定】

令和5年11月17日	令和5年度第2回袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会
	→令和6年10月に実証運行地区の拡大を目指し、 どの地区を拡大するのか検討を進めることを報告
令和6年 2月19日	令和5年度第3回袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会
	→拡大地区は長浦地区を除く全ての地区（市内全域） とした、運行計画（案）について審議【資料4】
令和6年 4月中	令和6年度第1回袖ヶ浦市運賃協議分科会
	→市内全域での運賃について審議【今回の会議】
令和6年 5月17日	令和6年度第1回袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会
	→運賃を除く最終的な運行計画について審議
令和6年 6月上旬	道路運送法に基づく運輸局への届出
令和6年10月1日	市内全域での実証運行開始

3 運賃協議分科会の委員について【資料5】

- 道路運送法では、独占禁止法上の観点から次の委員で構成する協議会で運賃の協議を行うこととされています。
 - 市町村
 - 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
 - 地方運輸局
 - 住民代表

この要件を満たすため、袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会の委員の中から該当の委員のみで運賃協議分科会を組織することとしています。

→袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会規約において規定

4 運賃設定の考え方と方向性について【資料2 2ページ】

- 運賃の設定にあたって、意見募集の結果や事業者からの意見を考慮するため、改めて考え方を整理し、大きく3つの方向性から運賃（案）を検討しました。
- 1点目については、既に実証運行を開始している長浦地区において、会員は1,300人を超え、利用も8,000件を超えていること、他地区の市民からの問い合わせも増えていることなど、事業の認知度が上がってきていることを鑑み、長浦地区の運賃とかけ離れないように方向性を示しているものです。
- 2点目については、本事業が路線バスとタクシーを補完するものとしていることから、改めて路線バスとタクシーの運賃を確認し、整理しています。

本事業は、乗合であること、停留所から停留所への移動に限定していること、タクシー程の利便性はないこと等、路線バス寄りのサービスであり、運賃についてもバスに近い金額を想定していますが、路線バスの維持の観点から、最低でも路線バスよりは高くなるよう方向性を示しています。

- 3点目については、意見があった具体的な金額を基に、各地区の公平性や分かりやすさも考慮し方向性を整理しています。

各地区の公平性とは、各地区住民の生活圏によって、本サービスを利用した際にかかる運賃に大きな不公平感が出ないようにするものです。

（例）根形地区は外出時の目的地が少なく、他地区への外出に依存しています。

仮に地区内300円、地区外500円とすると、昭和地区や長浦地区の人は300円で生活圏内の移動ができるのに対し、根形地区は500円でないと生活圏内の外出ができないこととなります。

※袖ヶ浦市地域公共交通計画策定時の市民アンケートでは、根形地区住民の多くが昭和・長浦地区の商業施設や病院に行きたいと答えています。

運行計画では上記を踏まえエリア分けを行っているため、運賃についてもエリア分けと連動したものとして方向性を示しています。

5 意見募集について【資料3 1～3ページ】

- 道運賃協議分科会で運賃を協議する前段として、住民や利害関係者から意見の募集を3月中に実施しました。

意見の募集方法や、提出された意見についてまとめているものです。

- 意見の募集を行った際の運賃（案）は、2月19日に開催した令和5年度第3回袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会において審議しています。【資料4】

この金額は、実証運行中の長浦地区での運賃を基に、分かりやすい運賃を目指し、バスやタクシー事業者とも協議しながら設定したものとなります。

6 その他の意見【資料3 4ページ】

- 上記の意見募集では、利用者や市民からの意見のみでしたが、2月19日に開催した令和5年度第3回袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会において意見募集時の運賃（案）を審議した際に事業者から意見がありました。
- 事業者からの意見は、運賃協議分科会で運賃を協議する際に考慮することとしたため、今回の資料に記載しています。
- タクシー事業者からはドライバー視点の意見がありました。

この件は、システム的に、エリア内の運賃と乗り継ぎした際の運賃が異なる場合、乗り継ぎ券などの運賃以外のやり取りも必要になることを踏まえた意見となります。

7 運賃協議証明書について【資料6】

- 今回の審議結果を運輸局へ届出する際の添付資料として、本会議で協議した証明書を添付します。

「チョイソコがうら」の運賃設定について

1. 運賃設定について

(1) 道路運送法に基づく手続き

令和5年10月に改正された道路運送法第9条5項の規定では、一般乗合旅客自動車運送事業にかかる運賃を協議する際、事前に住民や利害関係者等の意見を反映させるために公聴会等の実施が必要とされている。

また、同法第9条4項では、市、一般乗合旅客運送事業者、運輸局、住民代表から構成する運賃協議会において協議が調えば、国土交通大臣に届出し、運賃を定めることができるとされている。

(2) 運賃（案）

令和6年10月からの運賃を以下のとおりとしたい。

		降車	
		エリアA (昭和、根形、長浦地区)	エリアB (平岡、中川・富岡地区)
乗車	エリアA (昭和、根形、長浦地区)	300円	600円
	エリアB (平岡、中川・富岡地区)	600円	300円

※エリア間の移動時は指定の乗換場所で車両を乗り換える。

※1乗車につき300円

(例) エリア間の移動時

⇒最初の乗車時に300円、乗り換えた車両でも300円を支払う。

※介助者については、会員登録を不要とするが運賃は発生する。

※未就学児とその保護者が同乗する場合は、未就学児の運賃は無料とする。

2. 運賃設定の考え方と方向性

運賃（案）の検討にあたり、以下の3つの観点から考え方と方向性を整理。

(1) 長浦地区での運賃を考慮		
考え方	令和4年度から長浦地区での実証運行以降、利用者に定着しつつある運賃を考慮した運賃。	
状況及び視点	長浦地区内：300円、長浦地区外：500円 ・地区外への利用は全体の10%程度 ⇒300円で利用できるが、遠い場所は500円というイメージが広がっていると考えられる	方向性
		基本 300円 広域移動 500円

(2) 既存公共交通への影響を考慮		
考え方	路線バスやタクシーを圧迫することなく、既存公共交通を補完する移動手段となるような運賃。	
状況及び視点	路線バス・各地区内移動 200円前後 ・各路線の市内最大 600円前後 タクシー・各地区内移動（5km）約2,100円 ・市内最大移動（17km）約7,000円 ⇒事業スキーム（路線バスとタクシーを補完するサービス）と整合性のある運賃 ⇒路線バス寄りのサービスであるため、最低でも路線バスより高い運賃	方向性
		地区内 200円以上 広域移動600円以上

(3) 利用者及び利害関係者等の意見を考慮		
考え方	交通事業者等の利害関係者からの意見に加え、各地区の公平性や運賃の分かりやすさも考慮した運賃。	
状況及び視点	意見の募集結果等 ・住民や利用者からは「高い」、「安い」、「全市一律」「変動制」など、運賃案を含め意見が分かれた。 ・事業者からはエリア内300円、エリア外600円という具体的な意見があった。 ・エリア分けは各地区の生活圏を考慮している。 ⇒各地区の公平性から「どの地区でも少なくとも生活圏内は同じ運賃で外出できる」運賃 ⇒分かりやすさの観点から、全市一律か、最低でもエリア単位の運賃	方向性
		エリア内 200円～500円 エリア外 300円～700円

運賃設定にかかる意見募集の実施結果について

1. 実施内容

(1) 募集概要

道路運送法第9条5項の規定により、以下の通り意見の募集を行った。

- ① 意見の募集期間 令和6年3月1日（金）～令和6年3月29日（金）
- ② 周知方法 市広報紙、市ホームページ
- ③ 資料の閲覧場所 市ホームページ、市役所、各公民館（事前連絡による）
- ④ 意見の提出方法 郵送またはメール
- ⑤ 意見募集時の運賃（案）

		降車	
		エリアA (昭和、根形、長浦地区)	エリアB (平岡、中川・富岡地区)
乗車	エリアA (昭和、根形、長浦地区)	300円	500円
	エリアB (平岡、中川・富岡地区)	500円	300円

※エリア間の移動時は指定の乗換場所で車両を乗り換える。

※乗換を要するエリア間の移動時は乗車時に300円を支払い、乗換時に200円を追加で支払う。

2. 実施結果

(1) 結果概要

意見募集を行ったところ、次のとおり意見の提出があった。

- ① 提出者数・意見数 5人・15件
- ② 意見の分類

対応区分		件数
A	チョイソコがうらの運賃に関すること（高い）	3件
B	チョイソコがうらの運賃に関すること（安い）	1件
C	チョイソコがうらの運賃に関すること（全市一律）	2件
D	チョイソコがうらの運賃に関すること（変動制）	2件
E	チョイソコがうらの運賃に関すること（その他）	1件
F	チョイソコがうらの運賃以外に関すること	6件
G	その他の意見、今後の市政の参考とするもの等	0件

③ 意見の概要

整理番号	意見の概要	対応区分
1	<p>エリア内の料金が少し高い。</p> <p>システムは便利で利用したいのに、自宅から駅まで往復で600円は高く、ちょっとそこまで、という気持ちでは利用できない。</p> <p>野田市で運行するまめバスは100円、隣の流山市が運行するぐりーんバスは180円。定期的に運行しているバスでこの料金が設定できているので、もう少し工夫が欲しい。</p>	A
2	<p>区間内定額ではなく、エリア内を更に区分して、数パターンの料金が設定されていても良いと感じる。</p> <p>自宅から長浦駅まで行くのと袖ヶ浦駅まで行くのが同じ料金では、近場で利用するときにより割高に感じる。</p> <p>せっかく配車時に利用可能ルート of 判別をしているので、料金を変動させても良いのでは。</p>	D
3	<p>利用できないルート（袖ヶ浦駅→袖ヶ浦B T等）があるのは少し不便。</p>	F
4	<p>私は非課税世帯で自立支援医療を受けている2級障がい者である。</p> <p>医療費の還付は受けているが、料金はバス代と（半額で乗車している）同じくらいの値段じゃないと苦しい。</p>	A
5	<p>片道300円、500円の設定根拠が分からないので、高いのか、安いのか、価格的な判断がつかない。路線バスとの絡みも有るのか。</p> <p>全国の地方の中には無料で運行している所もあるようだ。</p> <p>安いに越したことはないが、市の財政上どの程度補助できるのか、そこを含めて説明してほしい。</p>	E
6	<p>感覚的希望としては、同一エリア内：200円、他エリア：400円</p> <p>そうすると、往復で同一エリア内は400円、他エリアでは800円と1,000円未満で市内を往復することができ、利用者も増えると考える。</p>	A
7	<p>エリア区分は、全域（市）同一を希望する。</p> <p>全市を運行日・運行時間中に同額で利用できる。</p>	C
8	<p>高齢で車の免許返納した者にとっては、今以上に乗降場所を増やしてもらいたい。</p> <p>【例】墓 地：最低月命日にはお参りしたい。 また、花が枯れないうちにお参りしたい。</p> <p>ドイツ村：自分の市にあるのに交通不便で利用できない。</p>	F
9	<p>全市一律を希望する。</p> <p>エリアAが広くなり300円は大変うれしいし、500円で全市移動できるのはありがたいと思うが、もう一歩進めて全市一律を希望する。</p> <p>※君津市では乗合バスで誰でも（他市者も）どこまでも200円と聞いている。</p>	C
10	<p>開始当初よりサークル活動や市の高齢者事業、病院受診などで利用している。エリア拡大で大喜び大いに利用したいと思っている。</p> <p>また、タクシーの運転手の対応にも感謝している。</p> <p>ますます、この事業の定着、発展を期待する。</p>	F

整理 番号	意見の概要	対応 区分
1 1	<p>市内に鉄道駅やバス停から離れた交通空白地域が幅広く点在する袖ヶ浦市において全域に拡大することは、鉄道ネットワークや路線バスの恩恵を受けられない市民にとってはとても喜ばしくとても感謝する。</p> <p>特に今回の運行拡大において市内全域に拡大することにより、昭和・根形地区において路線バスが一度も走ったことのない橘や野田、久留里線の駅や路線バスのバス停から離れた場所が多く、路線バスに補助していても川原井、林、打越、大竹、吉野田、上宮田、下宮田のようにその恩恵をほとんど受けられない地域の多い平川地区が対象に含まれ、交通空白地帯が解消することは車の運転ができない（できなくなった）高齢者において住み慣れた地域での生活を維持するために切実な願いであった。</p> <p>そのこと自体に異論は全くなく非常にありがたいことである。</p>	F
1 2	<p>提案の運賃は2段階にしか分けておらず、路線バスや久留里線、そしてタクシー会社のタクシーもダブルネットワークとして合わせて維持していく必要がある以上、あまりに安すぎる運賃は既存公共交通機関への影響が大きいと心配しており懸念がある。</p> <p>そして需要が大きくなればそれだけ運行経費がかかり、財政負担が大きくなる懸念がある。</p>	B
1 3	<p>エリアA内で300円というのは理解できないことはないが、それでも神納から市役所まで移動した場合と、代宿から市役所に移動した場合は距離の差があり、これを同じ300円で統一するのはバスの運賃とのバランスで実際どうなのかと考える。</p> <p>そのため、地区内（長浦・昭和・根形・平川のそれぞれ）で移動する場合は300円、長浦-昭和、根形-昭和といったように地域を跨いで移動する場合は500円、平川地区と昭和・長浦根形地区を移動する場合は平川地区との距離の遠さを考慮して700円として、それぞれ200円の差を付けることで、既存交通機関（特に久留里線の維持は旗艦交通、幹線ネットワークとして重要であると考え）の維持に影響を与えないようにする必要がある。</p>	D
1 4	<p>平川地区と昭和・長浦・根形地区をまたいで移動する場合、直接目的地に行けずゆりの里での乗り換えというプランにも不満がある。</p> <p>デマンド交通を利用するお客様の多くは車の運転免許を持たない（あるいは返納した）高齢者や障害者といった交通弱者であり、車の乗り換えをさせることは体の不自由なお客様に乗り降りや移動を強いることになる。そして平川地区から市役所やさつき台病院に行く場合は直接1台の車で直通して目的地に行くことができないことを意味する。加えて平川地区のお客様を乗り換えで運送するために昭和・長浦・根形地区の車がまた1台取られることになる。</p> <p>そのため昭和・長浦・根形地区担当の車と平川地区担当の車を分け、平川地区担当の車は平川地区からの直接運送に専念する形として車両の運用を分けたほうが良いと思う。</p>	F
1 5	<p>乗降場所の追加について、ふる里学舎蔵波は現状同法人の職員により対応していると聞いているが、長浦地区での東京都福祉園については職員により対応しているなどの話は聞いていない。</p> <p>今回市内全域を移動できるようにするにあたり、ふる里学舎蔵波や都立福祉園をはじめ、市内全域の福祉施設および近接する場所を指定停留所として設けることを要望する。</p>	F

3. その他の意見

(1) 交通事業者からの意見

意見募集で提出のあった意見の他に、令和6年2月19日開催の令和5年度第3回袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会において、交通事業者より運賃について意見があった。

No	意見の概要
1	<p>【バス事業者】</p> <p>本サービスは、バスとタクシーの中間にあたる移動手段を目的にしていると認識している。</p> <p>当社が運行する路線で昭和地区から平岡地区で530円、中川・富岡地区までだと590円かかる。</p> <p>しかし、今回の案だと、乗り換えをしても500円で行けることとなっており、路線バスよりも安い設定となっているため、エリアを跨ぐ移動では、600円にすることで、整合が図られるのではないかと。</p>
2	<p>【タクシー事業者】</p> <p>通常の乗車で300円、乗り継ぎ時に追加で200円（計500円）とすると、ドライバーは、利用者がエリア内の乗車なのか、エリアを跨ぐ乗り継ぎの乗車なのかを判別できないため、運賃収受の際にトラブルになる恐れがある。</p> <p>利用者にとっても分かりづらくなると思うので、乗り継ぎをした際にも追加で300円（計600円）というように、1乗車300円とした方が良いのではないかと。</p>

デマンド交通実証事業の運行地区の拡大について

1. 実証運行地区の拡大にあたって

（1）計画での位置づけ

令和4年度に策定した袖ヶ浦市地域公共交通計画において、地域内移動手段の確保・維持にあたっては、各地区での地域特性を踏まえた移動手段の検討を行うこととしており、令和4年10月から実証運行を開始した長浦地区の状況を見ながら、令和6年度以降、順次各地区においてデマンド型乗合送迎サービスの実証運行を実施することとしている。

（2）背景と目的

市では、バス路線維持のため運行事業者に対し補助金を交付しているが、深刻な運転手不足による減便が行われ、路線を維持していくことが非常に困難な状況となっている。

また、タクシーについても、特に日中の時間帯は、迎車を依頼しても対応できる車両がないことや、交通結節点である駅やバスターミナルにも待機車両が無いなど、市民の生活に非常に大きな影響が出ている。

加えて、働き方改革関連法による時間外労働時間の上限規制等により、公共交通を取り巻く環境は更に厳しさを増している。

このような状況にも対応するため、当初計画していた実施時期の見直しを行い、各地区においても早期に実証運行を開始することで、移動手段の確保・維持に向けた取組を推進する。

2. 実証運行地区拡大にかかる運行計画（変更案）

（1）事業名

デマンド交通実証事業「チョイソコがうら」

（2）システム

株式会社アイシンが提供している「チョイソコ」のシステム

（3）運営主体

令和6年 9月まで トヨタカローラ千葉株式会社

令和6年10月以降 千葉トヨタ自動車株式会社（予定）

（4）運行事業者

房総タクシー株式会社

（5）事業期間

令和4年9月から令和9年9月末まで

なお、令和4年9月は準備期間とし、各地区の実証運行期間は以下のとおり。

・長浦地区 令和4年10月から令和7年9月まで

・其他地区 令和6年10月から令和9年9月まで

（6）運行区域

市内全域

なお、運行エリアを2つに分け、エリア間の移動時は指定の乗換場所において乗り換えを要する。

【エリア区分】 エリアA：長浦地区、昭和地区、根形地区

エリアB：平岡地区、中川・富岡地区

※地区は本市の自治会等の区分に準ずる。

【乗換場所】 ゆりの里（根形地区内）

【乗降場所】（停留所看板設置場所）

・事業所停留所 → 市内の商店、病院等

・公共施設停留所 → 市内に有する公共的な施設

・住宅地停留所 → 最寄りのごみステーションや公園

（7）運賃

＜エリア別運賃＞

		降車	
		エリアA (昭和、根形、長浦地区)	エリアB (平岡、中川・富岡地区)
乗車	エリアA (昭和、根形、長浦地区)	300円	500円
	エリアB (平岡、中川・富岡地区)	500円	300円

※乗換を要するエリア間の移動時は乗車時に300円を支払い、乗換時に200円を追加で支払う。

（8）会員対象

市内に在住の人

（9）運行日及び運行時間

運行日：月曜日から土曜日まで（日曜日・祝日・年末年始は除く）

運行時間：午前9時から午後5時まで（午後5時降車完了）

（10）予約日及び予約可能期間

運行日の午前8時30分から午後5時まで

利用日の1か月前から当日の30分前までの運行を予約可能

（11）予約方法

電話又はインターネット

（12）利用のルール

- ・利用者は、事前に会員登録することとし、利用の際には事前予約とする。
- ・一人で乗降できること。ただし、介助者がおり、かつ、円滑に乗降できる場合を除く。

（13）運行車両

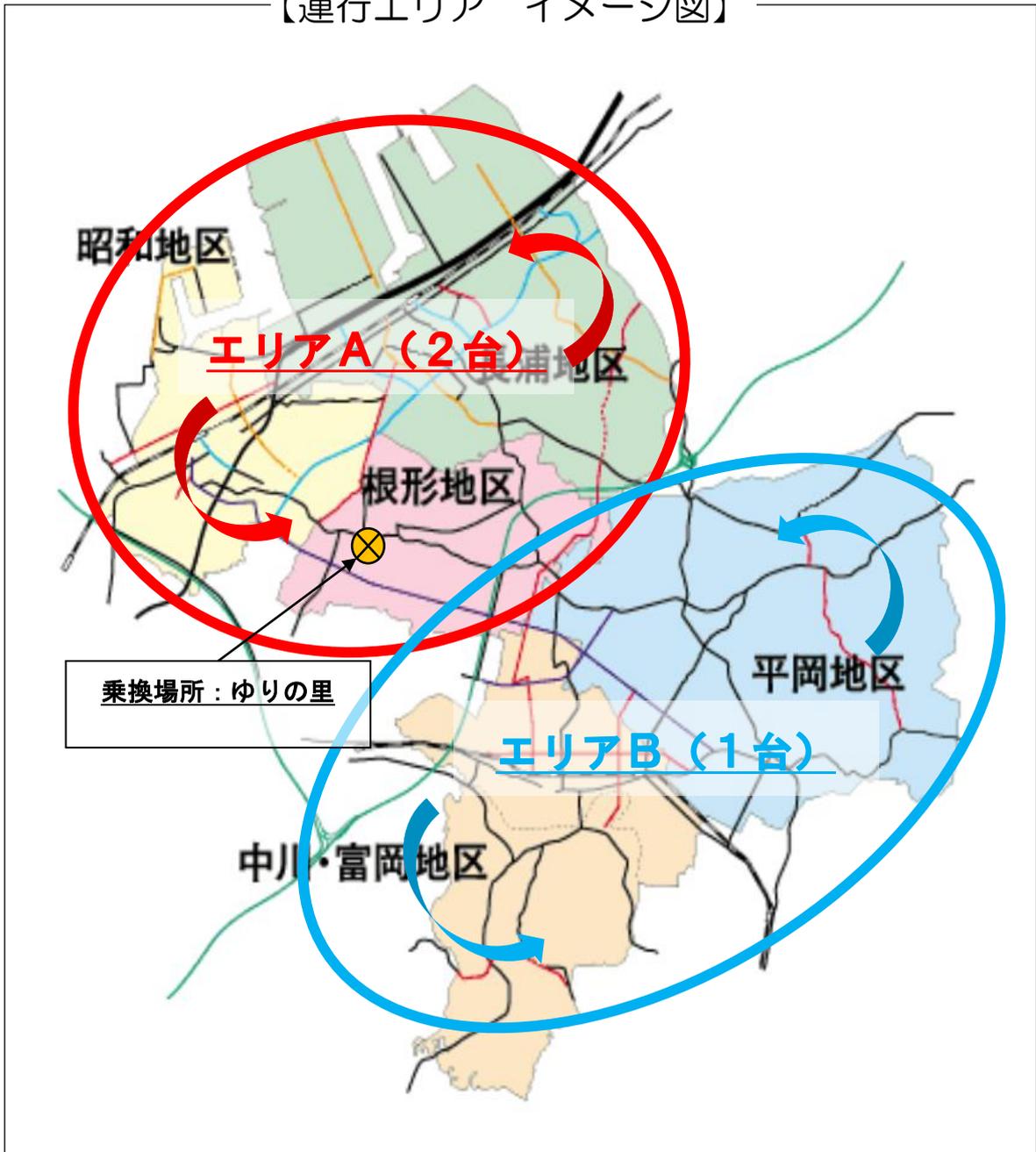
トヨタ ノア3台（エリアA：2台、エリアB：1台）

状況により運行台数を調整する。

【各地区のエリア分類】

【エリア区分】	エリアA：長浦地区、昭和地区、根形地区 エリアB：平岡地区、中川・富岡地区
【乗換場所】	ゆりの里（根形地区内）

【運行エリア イメージ図】



袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第 1 条 袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成、実施及び実施に関し必要な協議を行い、併せて道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保、その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した公共交通ネットワークの形成に必要な協議を行うために設置する。

(事務所)

第 2 条 協議会の事務所は袖ヶ浦市坂戸市場 1 番地 1 袖ヶ浦市役所内に置く。

(所掌)

第 3 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 袖ヶ浦市内の地域公共交通ネットワークに関すること。

(2) 計画の策定、実施及び評価に関すること。

(3) 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃・料金に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

2 前項各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。なお、第 3 号に関する協議を行う際は、あらかじめ協議会の承認を受けて、第 9 条に掲げる分科会を設置する。

3 この規約に定めるもののほか、分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(組織)

第 4 条 協議会は、委員 21 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のなかから市長が委嘱する。

(1) 袖ヶ浦市長又はその指名する者

(2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体

(3) 鉄道事業者

(4) 住民又は旅客

(5) 関東運輸局長又はその指名する者

(6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者

- (7) 学識経験を有する者その他本協議会の運営上必要と認められる者
- (8) 千葉県警察内から市長が委嘱する者
- (9) 道路管理者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
(任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 前条に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- 3 前号以外の委員については、欠員により新たな委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第 6 条 協議会には、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- 2 会長は、第 4 条に掲げる委員の互選によってこれを定める。
- 3 副会長は、第 4 条に掲げる委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、協議会の業務を掌握し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

- 第 7 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第 8 条 協議会は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

- 2 会議の議決方法は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 5 前 4 項に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(運賃協議分科会)

第 9 条 第 3 条第 1 項第 3 号に掲げる事項を協議するため、運賃協議分科会を設置する。

2 運賃協議分科会の構成員は、運賃・料金の設定または変更等を希望する一般乗合旅客自動車運送事業者のほか、第 4 条第 2 項中、第 1 号、第 4 号及び第 5 号の委員をもって構成する。

3 運賃協議分科会の会長（以下「運賃協議分科会長」という。）は、第 4 条第 2 項第 1 号に掲げる委員をもって充てる。

4 運賃協議分科会の会議は、運賃協議分科会長が議長となる。

5 運賃協議分科会長は運賃協議分科会で決定した事項について、協議会に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第 10 条 委員は、委員であることにより知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。又、解職後も同様とする。

(個人情報の保護)

第 11 条 委員は、委員であることにより知り得た個人情報を袖ヶ浦市個人情報保護条例(平成 8 年条例第 15 号)の本旨に従い個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(事務局)

第 12 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、袖ヶ浦市企画政策部企画政策課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第 13 条 協議会の運営に要する経費は、国の補助金、他の団体等からの負担金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第 14 条 協議会に監査委員を 2 人置く。

2 協議会の出納監査は、第 4 条に掲げる委員のうちから会長が指名する。

3 前項の規定により指名を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 15 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第 16 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第 17 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成 21 年 1 月 5 日から施行する。

(委員の任期の特例措置)

2 第 5 条の規定にかかわらず、最初に委嘱される委員の任期は、平成 23 年 3 月 31 日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和 3 年 1 月 19 日から施行する。ただし、第 12 条第 2 項の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(委員の任期の特例措置)

2 第 5 条の規定にかかわらず、令和 3 年 1 月 19 日時点で委嘱されている委員の任期は、令和 5 年 3 月 31 日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和 6 年 2 月 19 日から施行し、令和 5 年 10 月 1 日から適用する。

袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会 委員

選出区分	氏名	所属・機関名
1号委員	千田 和也	袖ヶ浦市企画政策部
2号委員	成田 斉	一般社団法人千葉県バス協会
	高橋 晴樹	日東交通株式会社
	深山 宏樹	小湊鐵道株式会社
	鈴木 利和	千葉県タクシー協会（房総タクシー）
3号委員	正能 俊輔	東日本旅客鉄道株式会社千葉支社
4号委員	小泉 和美	袖ヶ浦市自治連絡協議会（高須）
	小泉 友幸	袖ヶ浦市自治連絡協議会（今井中央）
	小澤 勝美	袖ヶ浦市自治連絡協議会（大曾根区）
	西田 隆司	袖ヶ浦市自治連絡協議会（もみの木台自治会）
	石原 邦夫	袖ヶ浦市自治連絡協議会（小路第2区）
	東原 良仁	袖ヶ浦市シニアクラブ連合会
	安藤 洋子	公募委員
	久木田 良子	公募委員
5号委員	高橋 直人	国土交通省関東運輸局千葉運輸支局
6号委員	村山 直樹	日東交通株式会社乗務員代表
7号委員	鈴木 文彦	交通ジャーナリスト
8号委員	青井 崇	千葉県木更津警察署
9号委員	鈴木 一三	千葉県県土整備部君津土木事務所
10号委員	高山 裕明	千葉県総合企画部交通計画課
	山上 拓也	袖ヶ浦市社会福祉協議会

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

令和6年4月〇〇日に開催した令和6年度第1回袖ヶ浦市運賃協議分科会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

- ・ 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法
〇〇〇〇
- ・ 運賃を適用する路線又は営業区域
〇〇〇〇
- ・ 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
〇〇〇〇
- ・ 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称
〇〇〇〇

令和6年〇〇月〇〇日
袖ヶ浦市運賃協議分科会
会長 千田 和也